

○議長（堀内春美さん）

休憩を解いて再開します。

続いて通告8番 1番 宇田川朱恵さんの一般質問を行います。

1番 宇田川朱恵さん。

○1番議員（宇田川朱恵さん）

通告どおり一般質問をさせていただきます。森林環境譲与税は温室効果ガスの排出抑制の目標の達成や、災害防止等を図るための森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、国民が等しく負担を分かち合って、森林を支える仕組みとして創設されました。未来の子供たちのために持続可能な森づくりとして、有効に活用することはもちろんですが、財政状況が厳しい中、この譲与税は地域活性化のチャンスの1つとして捉えることができます。富士川町の森林環境譲与税の用途について質問させていただきます。

（1）の質問です。森林環境譲与税の用途をインターネットなどにより公表することになっていますが、誰が用途を決定しているか分からない、透明性がない、もう少し詳しく用途を掲載してほしいという声も出ています。その問いに答えるためにも、協議会の設置は必要だと考えますが、当局のお考えをお伺いいたします。

○議長（堀内春美さん）

産業振興課長 遠藤悦美さん。

○産業振興課長（遠藤悦美さん）

ただいまのご質問にお答えいたします。森林環境譲与税は、令和元年度から創設された目的税であり、用途についての活用方法を検討するための協議会は、今のところ設置しておりません。この森林環境譲与税は、森林整備に関する施策や、森林の整備を促進する人材の育成及び確保、木材利用促進等に活用することができます。

本町ではこれまで、森林整備を行うための調査委託業務、林地台帳システム保守やデータ更新業務、地域林政アドバイザーの人件費に活用して参りました。本年度は、役場新庁舎の木質化の費用とするため、これまで積立てた基金を取り崩したところであります。

令和6年度からは、森林環境税が個人住民税均等割と併せて徴収され、その税収の全額が、国によって森林環境譲与税として県や町に譲与されます。このため、譲与額も増額することから、様々な施策に活用することが期待できます。

こうしたことから、今後は町内の林業に精通している林業事業者などと、有効的な活用方法について、意見交換の場を作って参りたいと考えております。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん。

○1番議員（宇田川朱恵さん）

再質問させていただきます。いまの答弁を伺いまして、協議会を設置するかしないか少しちょっと曖昧な感じがしたのですけれども、令和6年度からもし設置するとしても考えるというような取り方でよろしいでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

産業振興課長 遠藤悦美さん。

○産業振興課長（遠藤悦美さん）

ただいまのご質問にお答えいたします。協議会につきましては、それが必要かどうか、まず林業事業体など関係者と話し合ってからにしたいと考えております。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん。

○1番議員（宇田川朱恵さん）

再質問です。協議会を作るまでに、住民の声を聴く意見交換会などの開催は考えていないでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

産業振興課長 遠藤悦美さん。

○産業振興課長（遠藤悦美さん）

ただいまのご質問にお答えいたします。意見交換やワークショップのほうですけれども、協議会の設置前に開催をするというような考えになるかと思いません。意見交換会等も林業事業体の意見等を聞きながら、検討して参りたいと考えております。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん。

○1番議員（宇田川朱恵さん）

再質問です。林業事業体というお答えでしたが、透明性や幅広く意見を募る意味での公募制はいかがでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

産業振興課長 遠藤悦美さん。

○産業振興課長（遠藤悦美さん）

協議会の公募制ということのご質問にお答えいたします。協議会の人選につきましては、この林業事業体の意見を聞きながら、協議会の設置も含めて検討して参りたいと考えています。

なお、協議会の設置をしている町もございますけれども、そちらの中でも林業事業体や教育関係者、県の林務関係者などが入っているということですので、そちらのほうも公募はしていないということを聞いております。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん。

○1番議員（宇田川朱恵さん）

ぜひとも富士川町らしい住民の方々広く一般に、公募制ではなくてもいろいろな立場の方をメンバーに入れた協議会を検討していただきたいと思います。

（2）の質問に移らせていただきます。新中学校の開校が決まりました。木の効果として、木が持つ暖かみ、香りなどから集中力が高まる、リラックス効果がある、暖かい、弾力性があり足にやさしいなどが挙げられます。まさに子どもたちが毎日を過ごす場所として最適だと思います。この校舎を森林整備を進めつつ、富士川町の木材を有効活用するためにも、富士川町産の木を使って、木質化を図ることについて計画があるか、お伺いいたします。

○議長（堀内春美さん）

教育総務課長 中込浩司君。

○教育総務課長（中込浩司君）

ただいまの質問につきましてお答えいたします。町有林の木材については、新庁舎の設計時に建築材には適さないとの調査結果が出ておりますが、新校舎の基本設計を策定する中で富士川町産の木材の活用については、木質化と併せて検討していきたいと考えております。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん。

○1番議員（宇田川朱恵さん）

再質問です。町有林の木が適さないということは、たぶん柱などには少し不向きだということだと思うのですが、木質化の場合、壁材ですとか床材でしたら、少々強度などが適さなくても使えるかと考えております。できれば生徒が毎日を過ごす場所に多く使っていただきたいので、まず教室が良いかなと思うのですけれども、こちらの木材の量はどのくらいを考えているのでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

教育総務課長 中込浩司君。

○教育総務課長（中込浩司君）

ただいまの質問にお答えいたします。木質化の内容につきましては、今後実施する予定の基本設計の中で、内装材など、議員さんのおっしゃるとおりの材料について使えるかどうか、その活用方法を検討していきたいと考えておりますので、現時点でどのくらいの量を使うかということ、まだわかっておりません。以上です。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん。

○1番議員（宇田川朱恵さん）

再質問です。富士川町産の木材の調達方法なのですが、現在、県有林、先ほどおっしゃいました町有林、あと増穂中学校のPTA林などの私有林の3つがあると思うのですが、大体どの辺りを考えていらっしゃいますか。

○議長（堀内春美さん）

教育総務課長 中込浩司君。

○教育総務課長（中込浩司君）

ただいまの質問にお答えします。どのくらいの木質化ができるのか、またどのくらい利用ができるのか、その内容につきましても来年度予定の基本設計の中で、やはり内容を検討していく中で、先ほど言われました富士川町産材の活用を考えながら、町有林についてはどの程度考えられるのか、新校舎の中では利用がちょっと難しいということになれば、それ以外のところに、いわゆる学校の教育活動の中で、また利用ができるかどうかを考えていきたいと思っております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん。

○1番議員（宇田川朱恵さん）

せっかく森林環境譲与税といった税金がございまして、校舎の木質化に使えるということですので、ぜひ積極的に使用を考えていただきたいと思います。

続きまして(3)の質問に移らせていただきます。森林整備を進めるうえで、人的資源の確保は非常に重要です。意欲と能力のある林業経験者の確保、育成について町の考えを伺います。

○議長（堀内春美さん）

産業振興課長 遠藤悦美さん。

○産業振興課長（遠藤悦美さん）

ただいまのご質問にお答えいたします。現在、町では、町内の林業の担い手不足の解消と林業経営者の確保、育成を目的として峡南森林組合に、職員設置事業としまして財政支援を行っております。他の市町では、森林環境譲与税を財源とした補助事業を創設し、林業の担い手不足の解消を図っている事例もあります。今後は、林業経営者の確保、育成について、林業事業者の皆様の意見を聞きながら、検討して参りたいと考えております。

さらに、本年度から富士川町内に開校した専門学校山梨県立農林大学校森林学科の卒業生の皆様に対し、峡南森林組合や地元の林業事業者で活躍していただける人材の就職先の斡旋について、今後も県に要望して参りたいと考えております。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん。

○1番議員（宇田川朱恵さん）

再質問です。先ほどの答弁で、やはり富士川町の林業経営者の担い手不足が問題であるという認識があることが伺えたのですけれども、町では担い手不足の原因をどのようにお考えでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

産業振興課長 遠藤悦美さん。

○産業振興課長（遠藤悦美さん）

ただいまのご質問にお答えいたします。担い手不足というのはどこにでもあるとは思いますが、林業としましては林業従事者の減少、高齢化ということも考えられます。林業ですけれども、現在この林業経営につきましては、採算が合わないというところになってくるかと思えますけれども、そのため林業事業体も少ないというところ。あとは国や県の補助制度を使わなければ、そういった事業が行えないというところが考えられます。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん。

○1番議員（宇田川朱恵さん）

再質問です。現在富士川町には、どのくらいの数の林業経営体があるか、だいたい結構ですので、教えていただけますか。

○議長（堀内春美さん）

産業振興課長 遠藤悦美さん。

○産業振興課長（遠藤悦美さん）

ただいまのご質問にお答えいたします。峡南森林組合を含めまして、4社というところだと考えております。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん。

○1番議員（宇田川朱恵さん）

正確な情報ではないのですけれども、北杜市でだいたい40社くらいで、南部町で23社くらいと聞いていますので、北杜市は市ですけれども、やはりもう少し増えていってもいいのかなという感じがいたします。

その増やすための方策として、森林環境譲与税の使用例などを他の市町村のものをみますと、労働環境の整備ですとか、富士川町の場合、農林大学校を含めた新規雇用者への補助金ですとか、暑い時期の作業のときに使える空調服の貸与、製材機のなどの機械の貸し出しなど、様々な工夫が考えられると思えますけれども、検討しているものは何かありますでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

産業振興課長 遠藤悦美さん。

○産業振興課長（遠藤悦美さん）

ただいまのご質問にお答えいたします。現在、こちらのほうで考えているものはないのですけれども、今後意見交換の時も含めまして林業の事業体に意見を聞きながら検討して参りたいと思います。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん。

○1番議員（宇田川朱恵さん）

もう1つ、なかなか森林整備が進まないという理由に、森林の持ち主がはっきりしない。またその方の許可を取るのが大変であるということを知っています。

北杜市では民有林整備にこの森林環境譲与税を使いまして、補助金を出す制度があります。森林所有者から委託を受けた、市内外の林業経営体、必ずしも北杜市の事業体でなくても構わない、県内の林業事業者どなたでもが山林の持ち主との交渉から行っているという補助金があります。このような補助金を富士川町でも作ることはできないでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

産業振興課長 遠藤悦美さん。

○産業振興課長（遠藤悦美さん）

ただいまのご質問にお答えいたします。現在のところ、そういった補助金は考えておりませんが、本町で現在やっているのが林地台帳システムの中で、森林所有者の相続人の調査などが含まれておりますので、そちらのほうで順次進めているところでございます。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん。

○1番議員（宇田川朱恵さん）

森林の多い富士川町ですので、ぜひ森林整備が進むように様々な方法を考えていただきたいと思います。また、富士川町には幸運なことに農林大学の森林学科が令和4年に開校いたしまして、その卒業生の皆さんが富士川町で就職していただけるような整備を進めていくというような工夫もできますので、ぜひこの辺り積極的に考えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

では、(4)の質問に移らせていただきます。普及啓発活動にあたる、森林環境学習は一次産業である林業という職業に興味を持ち、将来の職業の選択肢の一つとして考えてもらうほかにも、温暖化防止や自分の地域の里山を整備する大切さを学ぶ意味でも小さい時から森林に触れることが大切だとされています。森林環境譲与税を利用した小中学校の森林環境教育の推進について、町

の考えをお伺いします。

○議長（堀内春美さん）

産業振興課長 遠藤悦美さん。

○産業振興課長（遠藤悦美さん）

ただいまのご質問にお答えいたします。小中学校ではSDGsの取り組み事例としまして、森林環境教育を授業に取り入れ、森林資源の役割についての研究や討論学習、遠足や校外学習の中で、森林や自然環境に触れる授業を行っております。

増穂南小学校では、PTAの活動と併せて学校林を活用し、森林整備や薪づくり体験をしております。また、緑の少年隊の活動につきましては、植栽した草花の、時期に応じた除草作業や県民緑化まつりに参加して緑化推進の普及啓発に取り組んでおります。こうした活動のほか、児童生徒に緑や自然の大切さを実感し、環境問題にも関心をもってもらえるような事業を検討する中で、森林環境譲与税の活用を学校と連携して取り組んで参りたいと考えております。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん。

○1番議員（宇田川朱恵さん）

再質問です。いまお答えいただいた取組みなのですが、こちらは森林環境譲与税を使う前からたぶんやってらっしゃることだと思います。そのような既存の取組みももちろん推進していただくこともとても大切だと思いますけれども、富士川町の森林整備を進めつつ、森林環境教育を、森林環境譲与税を使って進めるということで、例えば生徒や学校の先生方にも無理がないように、現在授業で使っている図工の木材のキット、これはたぶん合板とかが多いと思うのですが、それを富士川町産の木を使用したものにするとか、総合の授業や職業体験の授業などで、森林に行ったり、林業体験をするなどの新しい検討についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

教育総務課長 中込浩司君。

○教育総務課長（中込浩司君）

ただいまのご質問にお答えします。町内産の木材使用については、本税の活用も含めながら、学校教材とするための費用も考慮し、子供たちが使いやすい教材として活用できるか、研究していきたいと考えております。

また、里山に触れる等もございしますが、町内には森林総合研究所がございません。いま現在小学校の低学年で里山に触れるために遠足等を行っておりますが、地元の森林総合研究所、またそれ以外の林業に関する関係者などの協力を得ながら、もしそういった体験活動ができるのであれば、学校とも相談していきたい

いと考えております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん。

○1番議員（宇田川朱恵さん）

様々なアイデアをありがとうございました。あと、もう1点、増穂中学校の学校林が現在まだあまり活用されていないという話を聞いたことがあります。学校林のさらなる活用についても、森林環境譲与税を使えると思いますけれども、何か検討しているアイデアなどはございますでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

教育総務課長 中込浩司君。

○教育総務課長（中込浩司君）

ただいまのご質問にお答えいたします。増穂中学校でっております学校林。現在は平林地内にございますが、最初のころは生徒が下草刈りなど、手を入れておりましたが、この所、実施時期が茂った関係で大変なのでPTAの活動として行ってきました。その中で、今回のコロナのことがございまして、現在は手を入れられてないような状況です。そういった中で手が入っていないということから、この部分につきましても、学校と連携しながら、またこういった本税の活用も含めて、そのあと手を入れることができるかどうか委員会としては考えていきたいと思っています。以上です。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん。

○1番議員（宇田川朱恵さん）

近年の気候変動については、全く予測がつかない状況です。土砂崩れなどの災害をぜひ早急に防ぐためにも、美しい里山を残すためにも、森林環境譲与税をチャンスと捉え、未来の子どもたちのために、ぜひ施策を進めていただきたいと思います。

では、大きい2番の質問に移らせていただきます。住民と協働のまちづくりは、地方分権、住民主役、社会ニーズの多様化、財政のひっ迫などの理由によりその必要性は明らかであります。富士川町でも居場所づくり、有機農業や遊休農地の解消、森林整備、環境への取組みなどたくさんの社会課題を解決すべく実践をしている住民の方々がいらっしゃいます。このような取組みは、地域、職業、PTAなどという枠を超え、自主的に強い意志で集まる人々で構成されています。このような取組みに行政が加わると、活動が加速されるのは明らかであります。富士川町が目指す住民協働のビジョンについて、お伺いいたします。

○議長（堀内春美さん）

政策秘書課長 早川竜一君。

○政策秘書課長（早川竜一君）

ただいまのご質問にお答えします。まちづくりにおける住民協働を推進していくためには、様々な地域課題の中で、行政だけでは解決できない課題や、住民だけでは解決できない課題などに対して、自治会やNPO、ボランティア団体等と行政がお互いの不足を補い、対等な立場で課題解決に取り組む必要があると考えております。

こうした課題を解決するため、人的資源を最大限活用することで、地域力を活かした協働を基本とするまちづくりの推進が図れるものと考えております。

こうしたことから、このような取り組みが、町の目指す住民との協働のまちづくりと考えております。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん。

○1番議員（宇田川朱恵さん）

再質問です。いまビジョンについてお答えいただきました。もう少し分かりやすくビジョンの段階、富士川町が現在どの段階かということをお聞きしたいと思います。

かなり昔なのですけれども、シェリー・アーンシュタインという学者が提唱した「住民参加のはしご」という、住民参加を測る8段階のものさしがございます。1番下が行政主導のもと住民が参加する段階、いわゆる形だけの参加の段階です。次の段階が、住民と行政が対等に、パートナーとなる段階です。最上位の段階は、住民が立ち上げから事業まで行ない、それを行政が支援する段階と分かれています。富士川町では、現在どの段階でしょうか。

○議長（堀内春美さん）

政策秘書課長 早川竜一君。

○政策秘書課長（早川竜一君）

ただいまのご質問にお答えします。私も協働についてインターネットで検索しましたら、「住民参加のはしご」というものを見ることができました。これは、先ほど宇田川議員が説明していただいたとおり、計画を決定していくまでの過程において、住民参加の度合いを示す指標として、はしごに例えて最上位の8段階から最低の1段階まであるものでございますけれども、町ではこれまで計画の決定をする際には、住民の皆さまと行政との決定権の共有を図って参りました。こうしたことから、指標に示す「パートナーシップ」というところに位置づけられる6段階以上にはあるものと考えております。以上です。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん。

○1番議員（宇田川朱恵さん）

ありがとうございます。一律にどの段階というのは大変難しかったと思いますけれども、6段階とお答えをいただきました。

再質問です。それでは、どの段階をこれからの目標と考えていらっしゃいますか。

○議長（堀内春美さん）

政策秘書課長 早川竜一君。

○政策秘書課長（早川竜一君）

ただいまのご質問にお答えします。現在6段階ですので、頂点まであと2つしかありません。今後、協働への理解や意識啓発を町民の皆さまに図ることで、住民主体の活動として示された7段階以上を目指して参りたいと考えております。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん。

○1番議員（宇田川朱恵さん）

現在の段階から目標の段階へ進めるに当たって、やはりいくつかの課題があると思います。

(2)の質問に移らせていただきます。住民との協働推進のための具体的な施策について伺います。

○議長（堀内春美さん）

政策秘書課長 早川竜一君。

○政策秘書課長（早川竜一君）

ただいまのご質問にお答えします。町では、これまで住民と行政の協働のまちづくりの仕組みを構築するため、「地域がやるべきこと」、「行政の支援を受ければ地域でできること」、「行政が進めること」を明確にして、それぞれの役割と責任を果たすため、地域と行政を結びつけるパイプ役として、地域支援員を配置しております。

このほか、用途を定めないことで地域にとって使いやすい「地域力創造交付金」や、自主的に取り組む地域活性化事業への支援として「地域づくり推進組織事業補助金」の交付を行っております。

こうした施策のほか、今後は、まちづくりを進めていくうえで重要な要素となる人材育成や、協働に関する情報を積極的に発信することで、協働への理解や意識啓発を図って参りたいと考えております。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん。

○1番議員（宇田川朱恵さん）

再質問させていただきます。先ほどおっしゃっていただきました答弁も、もちろん大切なのですが、現代の形としてそこにプラスして地域に捉われない活動というのが多く生まれてきていると思います。そのような活動は、例えば富士川町内の平林地区に住んでいる方と十谷に住んでいる方がつながったり、年齢層も様々な方たちが本当に強い意志、やりたいという気持ちだけでつながるといったグループがこれから益々生まれてくるかと思えます。

再質問なのですが、1番大変なものが資金であるかと思えます。特に活動によっては、始めるに当たって大きな資金が必要だったりします。南アルプス市では、協働支援テーマ型活動助成金事業、山梨市では山梨市協働まちづくり支援事業補助金などを作っております。富士川町でも、このような制度を新しく作ることはいかがでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

政策秘書課長 早川竜一君。

○政策秘書課長（早川竜一君）

ただいまのご質問にお答えします。既に住民活動を支援していくための交付金や助成金といった制度を設けておりますが、住民ニーズに対応できないような場合については、その都度必要性を判断しまして、今後検討して参りたいと考えております。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん。

○1番議員（宇田川朱恵さん）

財源も厳しい中で大変かと思えますけれども、日本でも寄附が当たり前になってきましたし、目的型ふるさと納税なども返礼品なしでも寄附をしたいという方もたくさんいらっしゃるようなご時世になってきました。様々な方法が考えられると思いますので、ぜひ資金集めのほうも検討していただければと思います。

再質問です。活動場所についてです。活動の場の提供以外にも、交流の場であったり、学習の場のような市民活動を相談したり支援したりする場としても、場所が非常に重要になってくると思います。住民の方の活動を活発にするためにも、そのような場所をどこか作ることはできないでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

政策秘書課長 早川竜一君。

○政策秘書課長（早川竜一君）

ただいまのご質問にお答えします。活動の推進を図っていくうえで、やはりその拠点となる施設というのは重要であると考えております。今後、町の遊休施設とか町民会館を含めて、どういうところが適している場所なのかというこ

とも総合的に判断しながら、検討して参りたいと考えております。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん。

○1番議員（宇田川朱恵さん）

ぜひ検討をお願いします。こういう住民の方が協働をするための場ですので、そちらの管理のほうも、住民の方主導、若しくは行政の方と対等で行なえるような形に管理のほうも考えていただければと思います。

関連して再質問ですけれども、住民活動を支援するコーディネーターについてです。住民参加のまちづくりで1番大切なのが人と言われています。南アルプス市では、このようなコーディネーターが市民活動センターに配属されています。住民、行政から中立した立場で支援ができるコーディネーターをぜひ置くことを考えていただきたいのですが、いかがでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

政策秘書課長 早川竜一君。

○政策秘書課長（早川竜一君）

ただいまのご質問にお答えします。協働の推進を図っていくうえでは、そのサポートとしての役割をしていただくコーディネーターは必要であると考えております。そのサポートを行っていく合意形成能力を持ったコーディネーターが必要になるかと思えます。こうしたことから、今後活動の拠点づくりや、先ほど答弁しました助成金等も含めて、その受け皿となっただけのようなコーディネーター役の方がいるかどうかということも含めて、判断して参りたいと考えております。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん。

○1番議員（宇田川朱恵さん）

ぜひ、検討の程お願いいたします。あとネットワークづくりに関してなのですが、協働は人と人、組織と組織などが知り合ったり、つながったりすることなしには協働は不可能と言われております。現在、行政と民間が協働しているネットワークとして、子育て支援課の方が中心となって作っていただいた子ども支援のネットワークがありますが、例えば先ほど小林議員がおっしゃっていましたが農業とか林業、それから福祉、また給食や図書館づくり、新しい体育館づくりなどでもネットワークを作っていくことが可能だと思います。

再質問です。このようなネットワークづくりをさらに支援していくことについては、どのようにお考えでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

政策秘書課長 早川竜一君。

○政策秘書課長（早川竜一君）

ただいまのご質問にお答えします。どうしても行政だけでは対応できないことということがたくさんあります。多岐にわたる住民ニーズに対応した支援体制、その道に精通する方を紹介するなど、先ほどの私の最初の答弁でもございましたが、協働を実現するためには人的支援を最大限活用すると答弁させていただきましたが、そういうことをすることによって協働の推進が図れるものと考えておりますので、そのような活動も含めて検討して参りたいと考えております。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん。

○1番議員（宇田川朱恵さん）

ぜひ、こちらも検討の程お願いいたします。

それでは(3)の質問に移らせていただきます。住民と協働のまちづくりは、住民と町が対等であることがベースとなります。町側は、真の住民主体とは何かを考え、住民の意見を聴くだけ、イベントに参加してもらうだけに終わらない。一方、住民のほうも要望を伝えるだけではなく、共に対等に町を創っていくという姿勢を確認していく必要があります。また、町長や担当課が代わってしまうと協働のまちづくりが停滞してしまう可能性もあります。そのために、富士川町の住民が主体となるまちづくりが持続し、発展していくために条例制定がぜひ必要だと考えます。住民基本条例を制定する考えはあるか、お伺いいたします。

○議長（堀内春美さん）

政策秘書課長 早川竜一君。

○政策秘書課長（早川竜一君）

ただいまのご質問にお答えします。住民基本条例とは、まちづくりの基本となる考え方や、町民、議会、行政それぞれの役割と責務、町民参画や協働の仕組み、まちづくりのルールなどが定められた条例であります。

現在、全国自治体のうち22%にあたる約400の自治体で条例制定されております。こうした条例の制定は、平成12年から始まった地方分権改革により、各自治体には地域の実情に合った独自性のある自治体運営が求められることになり、自立したまちづくりを行っていく上で、基本的ルールを条例で定めていくものであります。こうしたことから、住民基本条例の制定について、今後、その必要性を含め、研究を行って参りたいと考えております。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん。

○1番議員（宇田川朱恵さん）

もし、この条例を作るとすると、こういう条例ですのでスタートから住民の方との協働が不可欠だと考えますけれども、再質問になります。

このことについては、どのようにお考えでしょうか。

○議長（堀内春美さん）

政策秘書課長 早川竜一君。

○政策秘書課長（早川竜一君）

ただいまのご質問にお答えします。実際に住民基本条例を制定する市町村にもお伺いいたしましたところ、他の自治体の例を見ますと住民基本条例の制定には、まず組織づくり、住民との対話集会や意識調査などを経た後、素案を作って、それをまた住民対話集会に諮ってということで、概ね1年半から2年程度掛かるものと伺っておりますので、もし、富士川町がやるに当たっては、計画を策定して、成果が出るまでには概ね2年くらいのスパンが掛かるものと考えております。

○議長（堀内春美さん）

宇田川朱恵さん。

○1番議員（宇田川朱恵さん）

この住民基本条例を作ることによって、さらに住民と町との協働が進むような条例を作るのであれば、ぜひ作っていただきたいと大いに期待して、本日の質問を終わらせていただきます。

○議長（堀内春美さん）

以上で、通告8番 1番 宇田川朱恵さんの一般質問を終わります。

ここで、暫時休憩します。

休憩 午後3時59分

---

再開 午後4時 7分